

◆あおり運転の撲滅に向けて ～ 取締り強化を求めた代表質問より ～

●積極的な取締りを推進中

「車間距離不保持違反」「追越し方法違反」など「あおり運転」になるおそれがある違反行為への本年8月末時点の取締り状況は、昨年より278件多い1158件の検挙となっています。

また、本年6月の改正道路交通法施行後では、千葉市内で前方走行中の車両の通行を妨害する目的で割り込みや急ブレーキを繰り返した運転行為を、新設された「妨害運転」のうち罰則の重い「著しい交通の危険」の規定を適用し、千葉が全国に先駆けて立件しています。

さらに、ヘリコプターを活用した陸空一体の取締りも抜き打ちで実施しており、7月から9月までに「速度違反」や「車間距離不保持違反」での取締り9件、警告4件となっています。

取組みを広報で発信することにより、ドライバーに「常に見られているかもしれない。」という認識を持ってもらい、抑止効果へと繋げることが期待されています。



改正法の妨害運転 → 5年以下の懲役または100万円以下の罰金、免許の即取り消し

●あおり運転に関する情報提供を受け付ける専用のウェブサイトについて

ドライブレコーダーの映像を受付ける海外や他県の実施例を踏まえて質問したところ、「今後は、**県警ホームページ内にあおり運転に関するページを新設し**、厳罰化されたあおり運転の危険性や、思いやり、ゆずり合い運転の励行について広報するとともに、そのページから**情報提供窓口に移行できるようにする**などの見直しを図る。」との回答がありました。

◆県がんセンター新棟オープン ～ 医療機器に皆さんの声が反映! ～

<新病棟での診療開始は10月26日から>

新病棟のオープンにより、病床数は425床に増え(+109床)、手術室も7室から10室へと増えます。

また、身体への負担を軽減する手術支援ロボット(ダヴィンチ)は1台増えて2台体制となり、腫瘍の形に適した放射線治療(IMRT)や、最新のIVR-CT(画像下治療)による低侵襲な治療、標準治療の少ない希少がんや原因不明がんへのがん遺伝子パネル検査(がんゲノム医療)を実施することができます。

患者総合支援センターも設置され、10の面談スペースと6個の個室が確保されます。ここでは、看護師、医療ソーシャルワーカー、薬剤師などのスタッフが患者さんやご家族に向き合い、**ワンストップでの支援**を実現していきます。

<最新鋭の温熱療法装置「ハイパーサーミア」の新規導入>

電磁波で加温治療するハイパーサーミアは、標準治療である放射線療法や化学療法などと**併用(+α)**することにより、**治療法の選択肢を広げ**ることができます。

県がんセンターが県内での唯一の設置となるようです。



千葉県がんセンター



<ハイパーサーミアの特徴>
・熱に弱いがん細胞の特性に着目
・40℃から45℃程度の温度で局所だけに当てる
・40分～60分程度の治療時間
・蓄積するダメージ等はなく安全安心



関コメ

「ハイパーサーミア」の導入は、平成30年12月議会の「導入を求める請願」と『**附帯決議**』を受けて決まりました。請願には、緑区在住の患者ご夫婦の大変な御尽力で、2万筆を超える署名が寄せられていました。私は、それに真剣に応えるために、『**附帯決議**』をセットに提出することを条件として、「請願」の紹介者となりました。政策的観点からの是非の判断で、『**がん対策推進条例**』の第13条が大きく影響したことなど、県政レポート22号と23号でも取り上げましたので、ここでの詳細は割愛します。今後、ハイパーサーミアは、日進月歩で次々と新しい治療法が確立していく中でも、その効能発生のメカニズムから、併用(+α)によって治療効果を高める、様々な可能性を秘めていると考えています。

【上記理由を含めた本件の詳細はこちらへ】

👉 **千葉県議会会議録:平成30年12月定例会 発議案第21号 提出者趣旨説明 関政幸**
🔍 **検索** **関政幸** **ブログ** **2018年12月25日**

※ネット検索

関まさゆき 千葉でヒット。

ホームページ: <http://www.seki-masayuki.com>

千葉県議会議員 関 政幸 (3期目):
1979年生まれ、土気南中学校卒、千葉東高校卒、早稲田大学商学部卒、弁護士、自民党派所属。党政務調査会副会長、青年局部長、農林水産常任委員会委員長

★★ 県政や地方議員の役割・活動に対する皆様のご意見やご要望をお聞かせ下さい!!★★

千葉県議会議員 関 政幸

県政報告新聞 第26号

2020年10月発行

ひとりひとりの夢と個性が輝く千葉へ

今回は、新型コロナウイルス感染拡大により開催された4月臨時議会、6月定例議会、自民党の代表質問を担当した9月定例議会までの報告です。代表質問では、新型コロナウイルスへの対応や、昨秋の台風・豪雨被害からの復旧状況と将来の災害への備えを、テーマの中心に取り上げました。私のスローガンの一つである、「条例(ルール)を作って、活用(運用)して、政策を推進する」ことの意義と実践を検証いただき、皆様からの忌憚のない御意見をお待ちしております。以下、該当部分を特に「」で示しました。発議案や申入書などの詳細資料は、私のホームページに掲載しています。🔍 **検索** **関政幸ホームページ** **取組み経過が分かる資料**

◆新型コロナウイルス対策 ～ インフルとの同時流行への備え ～

<病床確保計画について>

4月の緊急事態宣言下で運用された病床確保計画は、第1波での経験と患者推定計算の修正を受け、8月1日からは右図の通りです。10月13日現在、フェーズは『3』、確保病床数635床(うち重症者用54床)、入院患者数178人(うち重症者12人)、病床利用率28.0%(重症用22.2%)となっています。また、ホテル等療養用の部屋数は710室、療養者数66人、利用率9.3%です。

フェーズ	1	2	3	4
全療養者数	200	400	1,000	2,000
医療機関入院患者数	180	360	600	1,000
(内) 重症患者数	15	30	70	150
ホテル療養患者数	20	40	400	1,000
クラスター発生等予備病床数	120	50	0	0
クラスター発生等予備ホテル数	0	100	200	200
即応病床(必要病床数)	350	500	750	1,200
必要ホテル部屋数	30	150	700	1,400
臨時医療施設	計画	準備	稼働準備	必要時稼働
一般医療	継続	一部抑制	抑制拡大	抑制

<臨時医療施設について>

仮に、フェーズ[4]を超える患者が発生した場合や、医療機関でのクラスター発生等の備えとして、100～200床程度の「臨時医療施設」の開設準備が進められています。この点、4月30日の臨時議会では、4月上旬の状況を受けて、最大1000床までの受け入れを想定した幕張メッセでの開設予算措置と、議員発議で『**臨時医療施設の迅速化及び円滑化に関する条例**』を制定し、当時懸念されていたオーバーシュート・医療崩壊という最悪の事態に備えました。混乱状況下でも、県が強力なリーダーシップを発揮し、国と連携を取りながら、限られた医療資源の集約化・効率化に尽力して、乗り切る必要があったからです(条例3条)。

<インフルエンザとの同時流行に備えた体制整備>

現在、県は、かかりつけ医などの地域の医療機関に患者の相談・診療・検査を担っていただく『**診療・検査医療機関**』の指定を、**10月末日**に進めています。この新しい体制が整えば、コロナかインフルエンザか分からない発熱患者は、帰国者・接触者相談センターを介することなく、指定された身近な医療機関などを相談・受診し、必要に応じた検査を受けられるようになります。今回、指定される医療機関には、国から直接、発熱外来診療体制の確保支援金が支給されます。もっとも、第1波の際には、**医療機関で経営面を含む負担の不均衡**が発生しました。これを踏まえて、私の代表質問では「新しい体制での実際の運用の中で、仮に、その担い手として懸命に尽力する関係者が、相対的に多くの損失を被るような不均衡な事態が発生した場合には、県による支援の検討を速やかに行う」ように要望しました。また、クラスターが高齢者施設や障害者施設に発生した場合には、**医療従事者の派遣に加えて、応援職員を派遣するスキーム**が構築されています。



課題点と対策を知事に御説明

【県の支援内容について】

- 生活福祉資金貸付事業推進費補助金(195億円:9月補正で拡充)
 - ☞ 感染症の影響により収入が減少した方を対象とする貸付の支援になりますが、原資をさらに積立ててこれを強化します。
- 千葉県中小企業再建支援事業(252億円:9月補正で拡充)
 - 支給額:最大40万円
 - 支給要件:①令和2年1月から令和2年12月までのいずれかの月の売上高が、前年比50%以上減少
②令和2年6月から令和2年12月までの連続する3か月の売上高が、前年同期比30%以上減少
 - 申請期限:令和3年1月末まで
 - ☞ 支給要件の追加と申請期限の延長がされました。
- 新しい生活様式に向けた設備投資補助事業(10億円:9月補正での新規)
- 地域公共交通臨時支援事業(2.6億円:9月補正での新規)
 - ☞ 車両消毒などの感染予防対策の取組みを支援するための臨時支援金です。県内乗り合いバス事業者、地域鉄道事業者、タクシー事業者(車両保有台数に応じる)等が対象となります。
- 「ディスカバー千葉」宿泊優待キャンペーン(28億円:9月補正で拡充)
 - ☞ 宿泊費の自己負担額を上限として、合計40万人に対し、1人当たり5,000円のキャッシュバックが受けられる権利の抽選を実施中です。令和3年2月末までの宿泊が対象となります。

...etc



関コメ

今この瞬間も、最前線で臨まれている医療従事者を初めとする、全ての関係者の皆様に、深く敬意と感謝を申し上げます。これまでを振り返ると、未知だったこのウイルスに対しては、感染拡大防止策や外出自粛、休業要請など、様々な取り組みが試行錯誤の下で行われてきました。

特に、3月下旬から4月下旬にかけては、感染者の急速な増加に伴い、いわゆるオーバーシュートの可能性をも念頭に入れながら、県当局は、走りながら、迅速かつ柔軟な決断を求められるという、大変厳しい状況下で尽力されてきたと認識しています。

そのような中で、私も、ちば自民党新型コロナウイルス対策本部の副本部長・事務局長として、連日県庁や県連に通い詰め、知事に対しては、病床確保を中心とする医療提供体制の『緊急の申入れ』を行いました。

また、臨時議会では、支援策の強化を内容とする県議会の『決議』や国への『意見書』、前述の臨時医療施設の『条例』を制定するなど、最大限の協力を努めてきました。

『決議』を受けて、ネット環境のない子供たちのために、県教育委員会による千葉テレビ放送での学習支援動画の配信が決定されましたし、国への『意見書』では、特措法上の問題点の指摘と改正や運用面での改善を早い段階で求めてきたところです。

引き続き、一日も早い収束とコロナ禍からの復興のために、尽力してまいります。

【この詳細はこちらへ】
千葉県議会会議録:令和2年4月臨時議会 発議案第1号 提出者趣旨説明
検索 関政幸 ブログ 2020年5月1日、4月23日、4月17日、4月10日、4月5日

◆ 昨年の台風被害からの復旧状況・将来の災害への備え

<被災からの復旧状況について>

●住宅被害への支援 ※9月8日付

- 半壊以上の申請件数2,887件 → 工事完了件数1,780件
一部損壊の申請件数21,398件 → 工事完了件数13,498件
合計24,285件 → 工事完了件数15,278件(完了率63%)



☞ 地元工事業者への修繕依頼の集中により、着工遅れが出ている地域では「被災住宅工事相談窓口」の活用を行い、また、資金不足で修繕が困難な方には、応急的で簡易な工事方法の紹介を行うなど、対策を通じて復旧スピードを加速します。

被災者生活再建支援制度による支援金(最大300万円)については、1169件の支給がされ、義援金の配分については市町村に約32億円を送金し、各市町村で順次支給が行われています。

●被災農林水産業者への支援

- 約7万0600件の事業計画承認 → 約3万0700件の農業用ハウス等の復旧完了
☞ 被災した農業用ハウス等への復旧支援については、過去の例よりも、県補助率を上乗せした手厚い支援が実施されています。
また、大量発注による資材や施工人員の不足に対しては、資材の円滑供給や関係者への協力依頼やJAとの協力による自力施工のための実地研修の開催などを行うとともに、年度内での工事完了に至らない場合の延長対応も視野に入れています。

●中小企業等への支援

- 店舗、工場、観光施設などの建物や機械設備等への支援については、724事業者からの総額25億円の補助申請に対し、8月末時点で、205件・約4億7000万円の交付決定がされており、令和2年度末の完了に向けて進行中です。
また、県制度融資セーフティネット資金については、8月末時点で、保証承諾額ベースで約137億円の利用があり、金利負担軽減のための利子補給を実施中です。

●地域コミュニティ施設の再建支援(災害対策PTその後)

- 前号の県政レポートでご報告した地域コミュニティ施設等再建支援事業(新設)については、千葉市内は約15箇所が補助対象の見込みとなっています。
緑区内では、主に屋根への被害を受けた、集会場、公会堂、町内会館などに、市の補助に上乗せした県の補助が行われることになり、最終的な住民側(自治会側)の負担額は、修繕費用の20%程度に収まる予定です。

<将来の災害への備えについて>

●停電・断水対策

- 停電時の電力復旧作業に支障を与える道路上の倒木の除去や、医療施設などの電源車の優先配備、平時からの樹木伐採の連携について、東京電力と協定を締結しています。
また、緊急輸送道路や主要幹線道路上の交差点の信号機の停電への対応として、可搬式発動発電機200台を整備し、計画的な対応を進めています。

●土砂・治水対策

- 令和2年5月末までに26の水位周知河川の浸水想定区域図(想定し得る最大規模の降雨)を公表し、水位周知河川以外の河川の氾濫想定図の作成等を進めています。
また、事前放流や緊急放流を円滑にするべく、治水ダムの効果的な運用を令和2年6月から開始されており、河川監視体制の強化として、既存の水位計を補完する危機管理水位計が、27河川34箇所を設置されました。
☞ さらに、9月補正予算により、村田川上流にも1箇所設置されます。
土砂災害警戒区域の指定については、令和3年5月末までの完了を目指すとともに(令和2年5月末時点で指定率53%)、9月補正予算により、新たな危険個所の基礎調査を開始します。

●行政の対応力の強化(災害対策PTその後)

- 前号の県政レポートでご報告した『将来の災害への備えに関する申入れ(89の取組みを要請)』を踏まえて、初動体制の見直し、情報収集体制の強化、物資調達・輸送調整等支援システムの活用などが進められています。
例えば、初動対応職員には、研修・図上訓練が実施されており、本年4月以降の3回の「災害即応体制」の際には、該当市町村に情報連絡員(リエゾン)を派遣しています。
今後は、ドローンやデジタル技術を活用した取組みの導入を進めます。

【将来の災害への備えに関する申入れの詳細はこちらへ】
検索 関政幸ホームページ 取組み経過が分かる資料

◆ 2月議会での「決議」→民地で発生した土砂崩れへの県支援事業の新設

●事業の新設(災害対策PTその後)

令和元年度の激甚災害により土砂崩れが発生し、その後、二次被害の危険性があって継続して居住することが危険な宅地で、既存の支援制度の対象とならない箇所については、再度の土砂崩れを防止するための対策工事を行う県民に対し、市町村を通じた支援を行います。

●基本スキーム

市町村を補助先とし、住民が実施する土砂崩れ対策工事について、補助率全体事業の6分の1(県補助上限50万円)を支援します。

●補助要件

- ①令和元年度の激甚災害により発生した土砂崩れ対策であること
②がけ高5メートル以上、斜度30以上の危険ながけに係る対策工事であること
③土砂崩れにより継続して居住することが危険であること
④既存の県事業の支援対象になっていない土砂崩れであること …etc



関コメ

前号の県政レポートで御報告した2月議会での『決議』の続報です。この新事業は、市町村が有する補助制度を活用し(あるいはその創設を促し)、被災住民の負担をより軽減するための制度です。例えば、千葉市の場合は、今年度、1戸あたりの補助率が2分の1、補助限度額が300万円の支援制度を創設されましたので、県制度の適用により、600万円の工事の場合は、補助額300万円に更に50万が加わることとなります。

県内被害の状況から、この新制度の検討範囲は120件を超えています。既に県内12市町が独自の支援制度を設けていますが、今回のことを受けて、支援制度の創設を検討している市町もあるようです。決して十分とは言いきれませんが、現状の課題を踏まえつつ、いざ被災した場合の支援の必要性和建物の一部損壊への補助など、他とのギリギリのバランスを図ったものだと思います。

【制度創設の経緯や理由などの詳細はこちらへ】
千葉県議会会議録:令和2年2月定例会 発議案第16号 提出者趣旨説明 関政幸
検索 関政幸 ブログ 2019年11月22日

◆ 魅力的で持続可能な農業へ ～ 農林水産常任委員長の視点から ～

●食料安定供給の観点からの農業振興についての知事の回答(ママ・代表質問)

「自然災害や新たな感染症など不測の事態が生じた場合においても、本県農業が農作物を安定的に供給する役割を果たしていくためには、生産基盤を強化するとともに、時代に即した需要に対応できる供給体制を確立することが重要であります。このため、県では、経営感覚に優れた担い手の育成のほか、ほ場整備などを通じた農地集積を進めるとともに、園芸用ハウス等の整備、大口需要に対応するための産地間連携の取組などを支援しているところです。さらに、今後は農業を取り巻く環境の変化を踏まえ、スマート農業による省力化や高品質化生産を推進するとともに、コロナ禍における新しい生活様式に対応した販路の拡大に取り組むことなどにより、本県農業の振興を図ってまいります。」

- ☞ 一人でも多くの農業者がスマート農業を実践できるように、「推進方針」を12月までに策定

●主要農作物等種子条例の制定

将来にわたり稲、大麦・小麦、大豆及び落花生の優良な種子を安定的に供給し、農業の振興及び農作物の安定供給に資するため、種子の生産・供給に関する基本的な取組みを定める条例となります。

<ポイント>

- ①県は、主要農作物等の優良な種子の生産及び供給に関する施策を計画的に推進する責務を負う。
②毎年度、知事は種子計画を策定する。
③県は、種子計画に基づき、原種及び原原種の生産を行う。
④知事は、指定種子生産ほ場の指定し、そこで生産された種子の審査を行う。
☞ 平成30年4月1日の主要農作物種子法の廃止以降、県では要綱に基づいて種子の安定的供給に取り組んでいましたが、要綱ではなく、民主的法基盤を有する「条例」により規律することで、将来の安定供給を確実なものとししました。
また、国内産の落花生の約8割が千葉県で生産されていることから、落花生が条例の対象になっています。



●米新品種「粒すけ」が本格デビュー

13年の歳月をかけて開発された「粒すけ」は、9月3日にデビューイベントを行い、10月1日からは県内飲食店等での「粒すけ」を使用したメニューを提供するキャンペーンなど、集中的なプロモーションを展開中です。一方、昨年の播種の生産面積は4haにとどまり、生産者の需要に十分応えできていません。今年の作付面積は約500haですが、生産者の需要にしっかりと応えとともに、認知度アップとブランディング化を行いながら、皆に愛されるお米を目指します。

- ➡➡ 令和5年の作付面積目標2000ha

<粒すけの特徴>
①コシヒカリと同等以上の食味!
②茎が短く倒れづらい!!
③収量アップ!!!

